

新任ケアマネジャー研修

「高齢者虐待防止のために知っておきたいこと」



横須賀市民生局福祉こども部地域福祉課

●正式名

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

●成立・施行

2005年11月1日制定、11月9日公布

2006年4月1日施行

●目的

1. 「高齢者の尊厳の保持」を大きな理念とする
2. 「尊厳の保持」のためには高齢者虐待防止が重要
3. そのために必要な措置を定める

高齢者虐待防止事業

虐待防止施策の目標

「虐待防止のため、高齢者・養護者
および介護施設従事者などへの支援
を推進します。」

【虐待の種別】

虐待の種別	具体例
身体的虐待	殴る・蹴る・つねる・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	入浴させない・オムツを交換しない・食事や水分を十分に与えない・室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排泄の失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせない、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用するなど

守秘義務と通報者保護

- 高齢者虐待の相談・通報を市町村に行う際は、**守秘義務違反にはならない。**
- 高齢者虐待の通報・相談をしたことによって、**解雇などの不利益な扱いを受けない。**
- 市町村は施設・事業所に、**通報者を特定できる情報提供はしない。**

- **高齢者虐待防止センター** 8 2 2 - 9 6 1 3

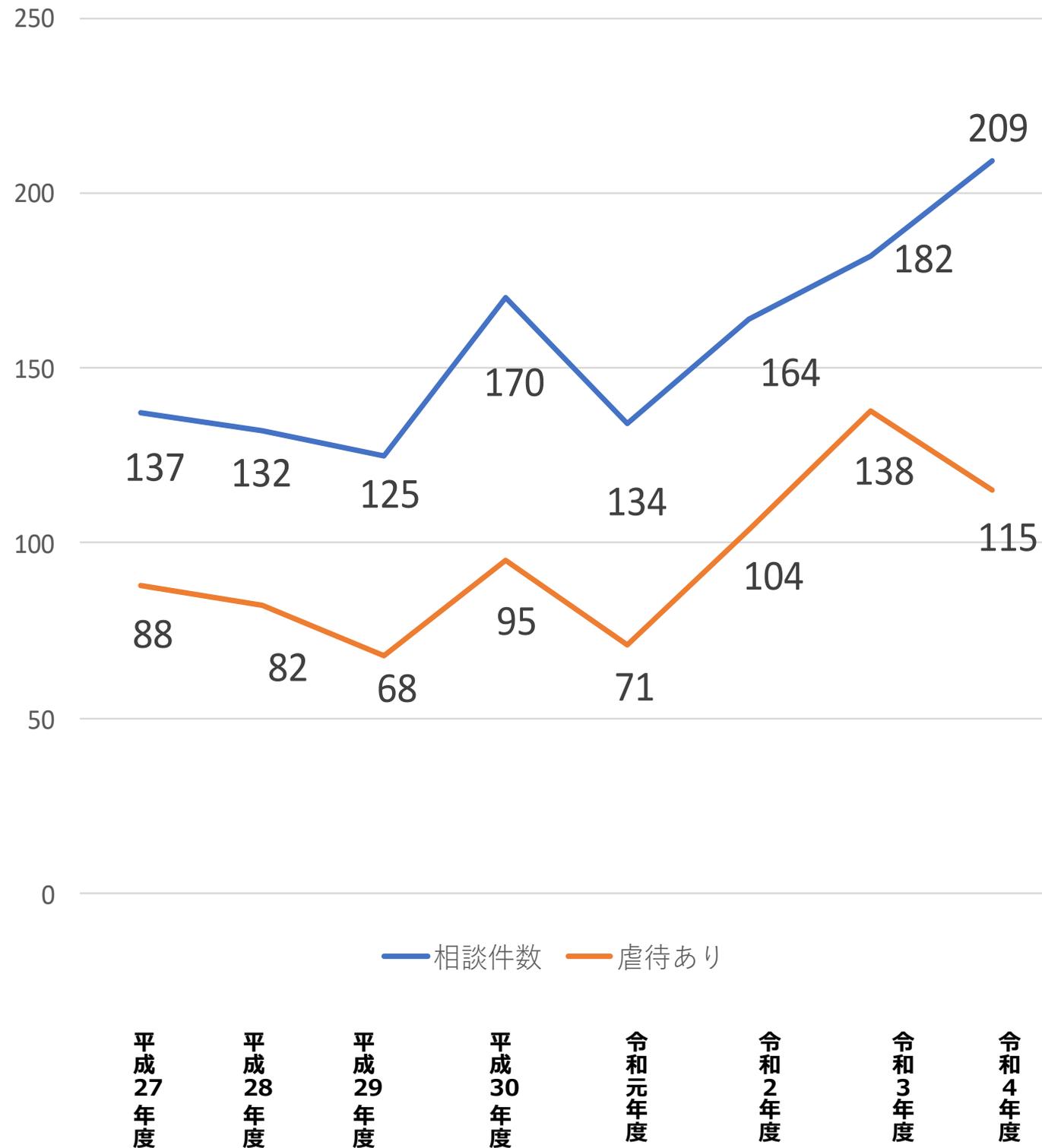
地域福祉課に専用ダイヤルの設置

- **地域包括支援センター** 12か所

地域に密着した相談窓口

* 介護保険サービスや社会資源を活用して、
連携しながら対応している

横須賀市高齢者虐待新規相談件数の年次推移 (65歳以上高齢者)



虐待と認定した虐待の種類・類型

(令和4年 115件の内訳※重複あり)

虐待の種類	人	構成割合 (%)
身体的虐待	86	72.9
介護の放棄・ 放任	8	6.8
心理的虐待	50	42.4
性的虐待	0	0.0
経済的虐待	9	7.6

虐待に関する相談の内容

<サービスの現場から>

- 高齢者の体に不審なアザがある
- 身なりが不潔
- 痩せてきた
- 送迎時に、乱暴な言動があった
- 高齢者をたたいてしまいそうになる。あるいはたたいてしまったと言われた

<本人から>

- 叩かれる
- 家を追い出された
- 家族がお酒を飲んで暴力をふるう
- お金を出せと脅される。応じないと暴力を受ける

身体拘束について

平成12年4月 介護保険法施行

介護保険施設等での身体拘束が禁止

**「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、
身体拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を
おこなってはならない」**

平成13年3月「身体拘束ゼロへの手引き」

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」

「身体拘束ゼロへの手引き」による 身体拘束の内容11項目

1. 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
2. 2徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
3. 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
4. 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢等をひも等で縛る。
5. 点滴・経管栄養等のチューブをぬかないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

6. 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
7. 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
8. 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
9. 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
10. 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
11. 自分の意思で開けることができない居室等に隔離する。

緊急やむを得ない場合の対応

1. 切迫性

利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

2. 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

3. 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

※ 3つの要件をすべてみたすことが必要です

もし在宅の身体拘束事例があったら

1. 判断は担当スタッフだけでは行わない。
関係者でカンファレンスで判断する
・サービス担当者会議等
2. 本人や家族に対して詳細な説明を行います。
家族の同意は身体拘束を認める根拠にはなりません。
3. 「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察する要件に該当しなくなったら解除します。
4. 記録をとることが義務付けられています。

緊急やむを得ない場合に当てはまらない場合は…

緊急やむを得ない場合に当てはまらない場合は、
1～4の対応を行い、利用者本人の状態や生活環境などを踏まえて「身体的拘束等の中止に向けた家族への指導を含めた取り組み」等を明確にする。

高齢者虐待防止センターへ報告する。

高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応

①未然防止

ア 市民への啓発

イ 専門職を対象とした研修

ウ 高齢者・介護者への支援

②早期発見

ア 相談窓口の周知
高齢者虐待防止センター
および
地域包括支援センター
における相談対応

イ 高齢者虐待対応
マニュアルの整備・活用

③迅速かつ適切な対応

ア 初動期の対応

イ 虐待対応検討会議

ウ ネットワークミーティング
(個別部会)

エ 事例検討会

④ネットワークミーティング全体会

コア会議(48時間以内)

情報把握

「生命に危険性があるか」
緊急性の判断

支援の方向性の検討
介入の方法
関係機関との連携
支援体制の確認

家庭訪問
サービス



- 高齢者の状況
- 介護者の状況
- 生活状況の把握
- 生活環境・近隣との関係
- 経済的な問題

虐待防止対応の
責任の所在は市町村

支援の具体的な内容

- 介護保険サービスなどの利用と調整（居宅・施設）
- 医療機関との連絡調整（受診・診断・治療・入院）
- 見守り体制の構築
- 養護者への説明・説得・精神的支援
- 家族・親族との連絡調整
- 警察への連絡調整
- 地域福祉権利擁護事業・成年後見制度の利用
- 生活保護など経済面での配慮
- やむをえない措置の検討

※ 結果のフィードバックと次の支援へ

地域包括支援センター（市内12ヶ所）

地域の高齢者への総合的な支援（包括的支援事業）

● 総合相談・支援

介護保険だけでなく、さまざまな制度や地域資源を利用した支援を行う。

● 権利擁護

高齢者や障害者の人権や財産を守る権利擁護、成年後見制度の活用に関する相談・支援を行なう。

高齢者虐待に関する相談・支援・啓発活動を行う。

● 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象となる要支援1・2、事業対象者のケアプラン作成、評価を行う

● 地域のケアマネジャーなどの支援

ケアマネジャーのネットワークの構築や、困難事例に対する助言などを行う

相談事例1：精神疾患の娘がケアマネへ暴言

- 本人（要介護4）と娘と息子の3人暮らし
- 娘は精神科の治療が中断して、ケアマネへ拒否的な言動がある
- 娘が本人の年金収入を管理し、サービス費用を滞納サービスを減らしていた
- 就労している息子が夜間のオムツ替えを行う息子は本人の入所を希望したが、娘は反対した
- 息子が倒れて、在宅介護の継続ができなくなり、本人はショートステイに入所
- 息子の収入が絶たれ、3人の世帯の生活保護の相談を継続中
- ケアマネの苦労：キーパーソンは息子だが、娘からの拒否もあり、サービスの調整が大変

相談事例 2 : 8050世帯。息子は無職でひきこもり

- 本人（介護3）認知症。息子と2人暮らし
体調が急に悪化し起き上がれなくなり、救急搬送された
息子は本人の状態を適切に判断できず、ネグレクトが疑われる
- 退院前カンファレンスでは在宅を希望され、サービスを調整した
- 訪問診療、訪問看護、ヘルパー、介護ベットを利用し、本人と息子の生活を支援した
- ケアマネジャーの苦労：息子が支援者に非協力的で、サービスの契約まで丁寧に関わった

高齢者・介護者のための

こころの相談

心の悩みや不安に思うことを相談してみませんか？
臨床心理士による相談です。介護中の方、大切な方を亡くされる等、介護を終えた方、男女問わず、どなたさまでもお気軽にご相談ください。介護に携わる職種の方からの相談もお受けしています。

日時：月3回（予約制）

午後1時30分と2時30分

場所：ウェルシティ市民プラザ 3階

中央健康福祉センター内 相談室

（横須賀市西逸見町1-38-11）

※JR横須賀駅、京急逸見駅から徒歩5分

国道16号沿いの31階建ての建物です

申し込み・問い合わせは

横須賀市地域福祉課総合相談担当

電話 046-822-9613

FAX046-827-8158